



広島県報

定期
第 86 号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

地籍調査に伴う字の区域の変更	一	(地域づくり推進室)
結核予防法の規定による医療機関の指定	一	(保健対策室)
結核予防法の規定による指定医療機関の指定の辞退	二	(")
保安林予定森林	二	(治山室)
保安林予定森林に指定した森林所有者の所在不明	三	(")
公共測量の実施	三	(土木総務室)
道路の区域変更	三	(道路河川管理室)
特定非営利活動法人の認証申請	四	(文化・県民協働室)
争議行為の予告	四	(労働福祉室)
大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	四	(地域産業振興室)
県営土地改良事業の工事の完了 (六件)	五	(土地改良室)
換地処分 (土地改良区)	五	(福山地域事務所)
公安委員会告示	五	
遊技機の型式の検定の告示	五	

告示

広島県告示第九百四十六号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によって、北広島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による成果の認証があった日とする旨、北広島町長から届出があった。
 平成十八年十一月十三日
 広島県知事 藤田雄山

大字	字	上 欄		大字	字	下 欄	
		番	地			番	地
川 戸	溝 摺 (山林部)	八五三、八五四、八五五の1の1部、八九三、八九四、八九七から八九九まで	九〇七	川 戸	外 原 (耕地部)	六〇〇三の1の1部、六〇〇四の1の1部、六〇四七の1、六〇四七の2	溝 摺 (山林部)
		六〇〇三の1の1部、六〇〇四の1の1部、六〇四七の1、六〇四七の2	六〇〇三の1の1部、六〇〇四の1の1部、六〇四七の1、六〇四七の2			外 原 (耕地部)	小 風 呂 (山林部)
今 田	石 野 口 (耕地部)	六一一三、六一一四、六一八七、六一八八、六一九二、六一九三、六一九七、六三二六、六三三七、六三二九、六三六九、甲六三七〇、六三七一から六三八一まで、六三三八一、乙六三八二、六三八三の1、六三八三の2、六三八四から六三九三まで、六四一八、六四一九	一〇八二の1、一〇八二の2、一〇八三	今 田	丸 山 (山林部)	一〇八二の1、一〇八二の2、一〇八三	丸 山 (山林部)
		二二七六の1、二二七六の2、二二七七	二二七六の1、二二七六の2、二二七七			丸 山 (耕地部)	丸 山 (山林部)

広島県告示第九百四十七号
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定によって、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成十八年十一月十三日
 広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
焼山中央内科クリニック	呉市焼山中央一丁目五番七号	平成一八年一〇月一日

松田医院	医療法人社団中川会 脳神経外科病院	中川	呉市中通二丁目四番一四号	平成一八年一〇月一日
宮島クリニック			呉市三條一丁目三番一四号	平成一八年一〇月一日
澤医院			呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年一〇月一日
ありす薬局			呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年一〇月一日
サンククリニック			呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年一〇月一日
瀨分皮膚科アレルギー科			呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年一〇月一日
すなめ利薬局			呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年一〇月一日
薬局・レイ			呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年一〇月一日
メディエント尾道西薬局			呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年一〇月一日
株式会社トラスト 府中薬局アゼリア館			呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年一〇月一日

広島県告示第九百四十八号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條第四項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。
 平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
松田病院	呉市中通二丁目四番一四号	平成一八年九月三〇日
焼山中央内科クリニック	呉市焼山中央二丁目五番七号	平成一八年九月三〇日

医療法人社団仁井会 脳神経外科病院	中川	呉市三條一丁目三番一四号	平成一八年一〇月三二日
宮島クリニック		呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年九月三〇日
森川薬局		呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年九月三〇日
澤病院		呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年九月三〇日
ありす薬局		呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年九月三〇日
サンククリニック広島		呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年九月三〇日
瀨分皮膚科医院		呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年九月三〇日
すなめ利薬局		呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年九月三〇日
薬局・レイ		呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年九月三〇日
有限会社トラスト 府中薬局アゼリア館		呉市市宮島町一八五番一四号	平成一八年九月三〇日

広島県告示第九百四十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の二第一項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。
 平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 保安林予定森林の所在場所
 呉市両城二丁目一〇一の四三
- 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

広島県告示第九百五十号

平成十八年十一月十三日付け広島県告示第九百四十九号で保安林予定森林に指定した森林の所有者及びその所在が不明のため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を呉市役所の掲示場に掲示した。
平成十八年十一月十三日

一 保安林予定森林の所在場所及び登記簿上の所有者
広島県知事 藤 田 雄 山

所 在 場 所	登 記 簿 上 の 所 有 者
呉市両城二丁目一〇一の四三	末永四郎、池田庄松、今井栄左衛門、石岡清右衛門、石井龜太郎、伊藤亮介、早川太一郎、早瀬彦五郎、新田禮藏、織掛龜太郎、沖本源助、奥田浅太郎、岡安吉、沖本嘉良九、小畑開次郎、越智清吉、若重捨吉、川口慶次郎、伊奈増次郎、加藤信吉、金川又吉、高橋孫平、高平四郎、高田三吉、坪井與次兵衛、中村政藏、中村貞次郎、内田文次郎、演永浅之助、倉下益太郎、日下與一、山本信助、山本準一、山本嘉吉、松田初市、松田太郎吉、山本左衛門、前野豊太郎、松葉仙松、前田久太郎、江木豊吉、明田磯助、厚井四郎、青野貞助、結城政之助、宮崎喜代松、美堂徳藏、塩住次郎、下野馬吉、白井悦藏、榎和田金助、廣藤唯次、榎和田傳太郎、平下清松、鈴木来助、末本清左衛門、平田才一、末永平太郎、秋山為助、川上雪藏、川田仙五郎、片岡龜次郎、中村権右衛門、渡邊勇次郎、久安濱太郎、岡戸喜三郎、原平吉、正岡利佐治、坂本市松、吉兼政吉、大串定吉、磯井源次、梶間久吉、坂田千吉、塩飽助次郎、新田常吉、中山為次、坂本多吉、東岩平、岡本房吉、右野秀吉、原田與右衛門、二階堂貞次、濱田巳之助、小畑芳太郎、中村次作、佐伯政吉、菅波常次郎、宗岡壽一、堀本五郎、高島菊太郎、勝盛龍造、渡邊逸作、堀本傳吉、下久保如吉、下久与吉、杉本米松、阪田儀次郎、窪野貞太郎、野崎喜助、濱崎玉吉、隅谷吉藏、原喜代太、上野十助、石丸勝三郎、平山米次郎、矢野猶治、姫野弥四郎、友澤佐太郎、保田政吉、眞鍋藤七、砂本吉三郎、高山席吉、長谷川代八、伊藤藤吉、山本栄助、原光逸作、中野上萬吉、亀岡福松、若本新平、小林逸村、村上助太郎、西原文六、樋口信吉、井上盛

夫、村井米助、大村源次、金子平吉、澤井笹市、高橋増藏、濱道啓次郎、上原久松、福永芳太郎、鎌田孫八、谷村岩太郎、大友庄三郎、濱本元次、染川豊吉、山本惣七、津久江竹松、平賀徳吉、東村房松、富永八助、西村源八、竹森徳松、八尾弥三郎、樽本宇吉、相田徳松、神田道太郎、木下弥一郎、脇坂徳太郎、下村廣吉、木村庄藏、吉本初次郎、友員善兵衛、大石貞七、花岡友十郎、川口米藏、德井好太郎、尾久田増右衛門、吉田松吉、寄木是吉、古河慶太、秋山大吉、宇根谷初次、中岡政吉、速水栄助、宮本主馬之助、平岡小太郎、沖野市太郎、近藤龍吉、今田文吉、山本弥一、江米亀次、小松岩助、原田龜太郎、倉田兵三郎、清水竹三郎、西本堅左衛門、濱岡仁太郎、坪田栄太郎、角川新吉、梶田新助、濱岡木寅吉、明田徳之助、朝田光藏、池田倉吉、橋本辰藏、橋本仁一郎、高田宇三郎、松本吉藏、染川四郎、松重久吉、中島豊次、大石幾松、新田又藏、仁賀谷伊太郎、藤田芳五郎、小濱吉助、丸尾千太郎、谷川源兵衛、有井源吉、水津惣三郎、田川若助、留井増吉、松若小吉、齊藤重松、小西信藏、村上寅次郎、篠原松藏、大森九郎、山本儀三郎、木原儀三郎、昆妙賀忠吉、久保逸次、川口鶴藏、沖中喜平、奥田菊藏、杉本寅吉、本田昇三
--

二 指定の目的
土砂の流出の防備
指定施業要件
立木の伐採方法及び立木の伐採の限度について

広島県告示第九百五十一号
広島市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成十八年十一月十三日

一 作業種類
公共測量（三級基準点測量）
広島県知事 藤 田 雄 山

二 作業期間
平成十八年十月二十三日から平成十九年三月三十日まで

三 作業地域
広島市佐伯区湯来町大字麦谷

広島県告示第九百五十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十八年十一月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
県道
- 二 路線名
三次高野線
- 三 道路の区域

区 間	新 旧		新 旧	備 考	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)			
三次市三次町字宮ノ峡一七四番一地从先から 三次市小文町四二五番七地从先まで	新 三〇・二〇〇	旧 三〇・二〇〇	新 三〇・二〇〇	旧 三〇・二〇〇	ダブルウェイ 解除 一部幅員減少 不用物件延長 メ トル
三次市小文町四二五番七地从先から 三次市小文町四二五番一地从先まで	新 〇八・九〇〇	旧 二二・八四〇	新 四二・五〇	旧 四四・五〇	幅員減少 不用物件延長 メ トル

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり
特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動 法人の名称 特定非営利活動 法人海田なかよ し実習所	代表者の氏名 吉田 愼一	主たる事務所 の所在地 広島県安芸郡海 田町南昭和町一 番一―号	定款に記載された目的 この法人は、心身に障害を持 つ者に対して、技術習得訓練 や生活指導・生活支援を行う 事業を行い、障害をもつ人達 の積極的な社会参加に寄与す ることを目的とする。	申請年月日 平成一八年一〇 月二七日
--	-----------------	--	---	--------------------------

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定によって、平成十八年十月三十一日付けで庄原赤十字病院労働組合執行委員長代理奥田省三、甲斐佳奈及び田中里実から争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公告する。

平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 争議行為の目的
賃金その他の労働条件の改善
 - 二 争議行為の日時
平成十八年十一月十六日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
 - 三 争議を行う場所
庄原赤十字病院において、庄原赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
 - 四 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。
- 平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称
ヤマダ電機テックランド福山店
 - 2 所在地
福山市明神町二丁目九八番外
- 二 県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 - 1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課 (福山市東桜町三番五号)

2 縦覧期間

平成十八年十一月十三日から平成十八年十二月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

神石高原町所在の永野地区県営土地改良事業 (農業用道路整備事業) の工事が平成十四年三月七日完了した。

平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

神石高原町所在の新坂地区県営土地改良事業 (農業用道路整備事業) の工事が平成十四年三月二十日完了した。

平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

神石高原町所在の神石高原地区県営土地改良事業 (農業用道路整備事業) の工事が平成十七年十二月二十六日完了した。

平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

神石高原町所在の神石高原地区県営土地改良事業 (農業用道路整備事業) の工事が平成十七年十二月二十六日完了した。

平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

神石高原町所在の神石地区県営土地改良事業 (農業用道路整備事業) の工事が平成十三年七月十二日完了した。

平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

東広島市豊栄町所在の悠遊の郷地区県営土地改良事業 (農業用道路整備事業・農業用排水施設整備事業・ため池等整備事業) の工事が平成十五年三月二十七日完了した。

平成十八年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第五十四条第三項の規定によって、届出があった。

平成十八年十一月十三日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体	地 区 名	事 業 名	換地処分年月日
福山市土地改良区	土 壁	区画整理事業	平成一八年一〇月三日

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第95号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。) 第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年11月13日

広島県公安委員会 委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
6S0485	告示の日 (平成18年11月13日) から3年間	回胴式遊技機	パチスロ パバリン ボウシン ウケン2	株式会社藤商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府大阪市中央区 本町一丁目1番4号)	同上
6S0525	同上	同上	パチスロ パバリン ボウシン ウケン3	同上	左 同
6S0818	同上	同上	パチスロ パバリン ボウシン ウケンC	同上	左 同

6P1022	同 上	ぱちんこ遊 技機	C R A お さかなち ゆー X	株式会社ニューギン 悠司 代表取締役 新井中村区 (愛知県名古屋市中村区 鳥森町三丁目56番地)	左 同
6P1055	同 上	同 上	Aおさか なちゆー X	同 上	左 同
6P0822	同 上	同 上	C R 子ジ ハネOG OGOS TV	株式会社銀座 伊藤 二博 代表取締役 古屋市東区大 幸二丁目10番15号)	左 同
6P0721	同 上	同 上	C R 子 OGOG OGOS VW	同 上	左 同
6P0732	同 上	同 上	C R 子 OGOG OGOF VW	同 上	左 同
6S0860	同 上	回胴式遊技 機	カメソラ インター X 8	サニー株式会社 片本 通 代表取締役 島区東地袋三 丁目1番1号サンシヤイ ン60)	左 同
6P0804	同 上	ぱちんこ遊 技機	C R 子 OGOG OGOF VW	同 上	左 同
6P0810	同 上	同 上	C R 子 OGOG OGOF VW	同 上	左 同
6P0793	同 上	同 上	C R 子 OGOG OGOF VW	同 上	左 同